

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のこととあります。

自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

項目	平成28年9月期	経過措置による 不算入額	平成29年9月期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	43,429		44,953	
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,250		21,246	
うち、利益剰余金の額	22,500		24,067	
うち、自己株式の額（△）	142		185	
うち、社外流出予定額（△）	178		175	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 26		△ 13	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△ 26		△ 13	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	49		38	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,683		1,312	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,683		1,312	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,955		1,703	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,126		1,972	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	64,216		64,967	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	207	311	275	183
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	207	311	275	183
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	0	0
適格引当不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	207		275	
自己資本				
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	64,009		64,691	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	575,661		600,169	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,397		△ 5,153	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）	311		183	
うち、繰延税金資産	0		0	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 15,139		△ 10,746	
うち、上記以外に該当するものの額	5,430		5,408	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	28,536		28,059	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	604,198		628,229	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ） / （ニ））	10.59%		10.29%	

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

項目	平成28年9月期	経過措置による 不算入額	平成29年9月期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	41,774		43,189	
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,250		21,246	
うち、利益剰余金の額	20,844		22,303	
うち、自己株式の額（△）	142		185	
うち、社外流出予定額の額（△）	178		175	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	49		38	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,641		1,279	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,641		1,279	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,955		1,703	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	60,420		61,210	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	192	288	258	172
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	192	288	258	172
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	192		258	
自己資本				
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	60,228		60,951	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	566,060		589,804	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,419		△ 5,165	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	288		172	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 15,139		△ 10,746	
うち、上記以外に該当するものの額	5,430		5,408	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,533		27,081	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	593,594		616,885	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ） / （ニ））	10.14%		9.88%	

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額
平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

●所要自己資本額

連 結

項 目	平成28年9月期		平成29年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	575,661	23,026	600,169	24,006
ソブリン向け	3,773	150	4,551	182
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,470	538	14,680	587
法人等向け	307,375	12,295	314,198	12,567
中小企業等向け及び個人向け	94,984	3,799	100,868	4,034
抵当権付住宅ローン	9,256	370	9,259	370
不動産取得等事業向け	49,018	1,960	45,008	1,800
三月以上延滞等	1,517	60	5,568	222
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,712	108	2,724	108
出 資 等	11,446	457	12,969	518
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
証 券 化	-	-	1,001	40
上記以外の資産	86,563	3,462	90,103	3,604
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	35,828	1,433	37,021	1,480
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,264	90	2,034	81
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,742	229	5,592	223
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 15,139	△ 605	△ 10,746	△ 429
オフ・バランス取引等	4,487	179	4,009	160
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	446	17	281	11
中央清算機関関連エクスポージャー	6	0	97	3
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	28,536	1,141	28,059	1,122
総 所 要 自 己 資 本 額		24,167		25,129

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、我が国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

単 体

項 目	平成28年9月期		平成29年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	566,060	22,642	589,804	23,592
ソブリン向け	3,773	150	4,551	182
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,470	538	14,680	587
法人等向け	310,135	12,405	316,773	12,670
中小企業等向け及び個人向け	94,984	3,799	100,868	4,034
抵当権付住宅ローン	9,256	370	9,259	370
不動産取得等事業向け	49,018	1,960	45,008	1,800
三月以上延滞等	1,062	42	5,187	207
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,712	108	2,724	108
出 資 等	11,682	467	12,909	516
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
証 券 化	-	-	1,001	40
上記以外の資産	74,443	2,977	77,616	3,104
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	35,828	1,433	37,021	1,480
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,079	83	1,929	77
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,719	228	5,581	223
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 15,139	△ 605	△ 10,746	△ 429
オフ・バランス取引等	4,487	179	4,009	160
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	446	17	281	11
中央清算機関関連エクスポージャー	6	0	97	3
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	27,533	1,101	27,081	1,083
総 所 要 自 己 資 本 額		23,743		24,675

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、我が国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

連 結

	平成28年9月期					平成29年9月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引			貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引		
国 内 計	1,124,760	678,969	220,439	1,142	5,578	1,158,122	682,383	215,725	646	7,827
国 外 計	41,005	1,435	38,812	440	-	40,496	1,396	38,607	280	-
地 域 別 合 計	1,165,765	680,404	259,252	1,582	5,578	1,198,619	683,780	254,332	926	7,827
製 造 業	92,427	67,637	18,435	2	601	85,670	62,645	16,457	-	2,745
農 業、林 業	3,864	3,864	-	-	70	4,362	4,268	50	-	45
漁 業	3,707	3,706	-	-	104	3,721	3,691	30	-	102
鉱業、採石業、砂利採取業	263	263	-	-	-	216	216	-	-	-
建 設 業	39,442	37,079	2,134	-	756	38,272	34,874	3,144	-	440
電気・ガス・熱供給・水道業	39,873	30,771	8,487	-	-	41,587	31,340	9,572	-	-
情 報 通 信 業	9,190	5,878	2,620	-	34	10,535	6,517	3,130	-	34
運輸業、郵便業	24,877	17,054	7,518	2	351	19,954	13,867	5,489	-	357
卸売業、小売業	102,180	93,863	6,197	31	1,339	100,947	90,692	8,030	2	1,401
金融業、保険業	142,374	44,958	80,972	1,026	225	158,205	47,249	88,788	596	375
不動産業、物品賃貸業	108,419	91,467	16,783	-	1,030	113,519	99,123	14,128	-	1,263
各種サービス業	119,553	109,419	3,657	-	442	118,019	111,629	2,945	-	525
国・地方公共団体	308,988	82,766	112,443	-	-	322,063	83,147	102,564	-	-
個 人	91,503	91,502	-	-	156	94,349	94,349	-	-	157
そ の 他	79,099	170	-	519	465	87,193	168	-	326	378
業 種 別 計	1,165,765	680,404	259,252	1,582	5,578	1,198,619	683,780	254,332	926	7,827
1 年 以 下	312,234	142,235	35,008	542	-	339,531	136,397	39,286	260	-
1 年 超 3 年 以 下	168,529	86,544	81,938	46	-	164,947	85,422	79,444	81	-
3 年 超 5 年 以 下	145,533	87,998	57,418	116	-	126,341	84,834	41,424	82	-
5 年 超 7 年 以 下	78,000	59,407	18,410	183	-	76,195	59,922	16,070	203	-
7 年 超 10 年 以 下	107,796	87,295	20,166	126	-	110,369	87,143	23,213	13	-
10 年 超	256,790	210,344	46,310	135	-	278,885	223,884	54,893	107	-
期間の定めのないもの	96,881	6,579	0	431	-	102,347	6,175	-	-	178
残 存 期 間 別 合 計	1,165,765	680,404	259,252	1,582	-	1,198,619	683,780	254,332	926	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

単 体

	平成28年9月期					平成29年9月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引			貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引		
国 内 計	1,115,314	681,799	220,439	1,142	5,112	1,147,831	684,984	215,725	646	7,449
国 外 計	41,005	1,435	38,812	440	-	40,496	1,396	38,607	280	-
地 域 別 合 計	1,156,319	683,234	259,252	1,582	5,112	1,188,327	686,381	254,332	926	7,449
製 造 業	92,407	67,637	18,435	2	601	85,355	62,645	16,457	-	2,745
農 業、林 業	3,864	3,864	-	-	70	4,362	4,268	50	-	45
漁 業	3,707	3,706	-	-	104	3,721	3,691	30	-	102
鉱業、採石業、砂利採取業	263	263	-	-	-	216	216	-	-	-
建 設 業	39,442	37,079	2,134	-	756	38,272	34,874	3,144	-	440
電気・ガス・熱供給・水道業	39,823	30,771	8,487	-	-	41,536	31,340	9,572	-	-
情 報 通 信 業	9,190	5,878	2,620	-	34	10,535	6,517	3,130	-	34
運輸業、郵便業	24,877	17,054	7,518	2	351	19,954	13,867	5,489	-	357
卸売業、小売業	102,180	93,863	6,197	31	1,339	100,947	90,692	8,030	2	1,401
金融業、保険業	142,365	44,958	80,972	1,026	225	158,196	47,249	88,788	596	375
不動産業、物品賃貸業	111,542	94,297	16,783	-	1,030	116,413	101,724	14,128	-	1,263
各種サービス業	119,576	109,419	3,657	-	442	118,042	111,629	2,945	-	525
国・地方公共団体	308,988	82,766	112,443	-	-	322,063	83,147	102,564	-	-
個 人	91,503	91,502	-	-	156	94,349	94,349	-	-	157
そ の 他	66,587	170	-	519	-	74,360	168	-	326	-
業 種 別 計	1,156,319	683,234	259,252	1,582	5,112	1,188,327	686,381	254,332	926	7,449
1 年 以 下	312,707	142,709	35,008	542	-	339,651	136,517	39,286	260	-
1 年 超 3 年 以 下	169,334	87,349	81,938	46	-	165,769	86,243	79,444	81	-
3 年 超 5 年 以 下	147,085	89,550	57,418	116	-	127,501	85,994	41,424	82	-
5 年 超 7 年 以 下	78,000	59,407	18,410	183	-	76,695	60,422	16,070	203	-
7 年 超 10 年 以 下	107,796	87,295	20,166	126	-	110,369	87,143	23,213	13	-
10 年 超	256,790	210,344	46,310	135	-	278,885	223,884	54,893	107	-
期間の定めのないもの	84,605	6,579	0	431	-	89,454	6,175	-	-	178
残 存 期 間 別 合 計	1,156,319	683,234	259,252	1,582	-	1,188,327	686,381	254,332	926	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び中間期中増減額

連 結

	平成28年9月期			平成29年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,915	△ 232	1,683	1,518	△ 205	1,312
個別貸倒引当金	10,824	△ 441	10,382	10,475	△ 425	10,049
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合 計	12,739	△ 674	12,065	11,993	△ 631	11,362

単 体

	平成28年9月期			平成29年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,855	△ 213	1,641	1,481	△ 202	1,279
個別貸倒引当金	10,653	△ 432	10,220	10,331	△ 405	9,925
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合 計	12,508	△ 645	11,862	11,812	△ 608	11,204

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	平成28年9月期			平成29年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
国 内 計	10,824	△ 441	10,382	10,475	△ 425	10,049
国 外 計	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	10,824	△ 441	10,382	10,475	△ 425	10,049
製 造 業	612	△ 291	321	348	6	355
農 業、林 業	15	△ 2	13	10	0	11
漁 業	23	△ 2	21	16	△ 1	15
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	352	△ 44	308	306	33	339
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	707	2	709	660	35	695
卸 売 業、小 売 業	1,234	△ 47	1,187	1,408	△ 238	1,170
金 融 業、保 険 業	-	0	0	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	831	△ 70	760	727	△ 26	700
各 種 サ ー ビ ス 業	6,730	44	6,775	6,735	△ 192	6,542
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個 人	144	△ 21	122	117	△ 22	94
そ の 他 (連 結 子 会 社 勘 定)	171	△ 9	161	144	△ 20	124
業 種 別 合 計	10,824	△ 441	10,382	10,475	△ 425	10,049

(注) 1. 一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他(連結子会社勘定)に計上しております。

単 体

	平成28年9月期			平成29年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
国 内 計	10,653	△ 432	10,220	10,331	△ 405	9,925
国 外 計	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	10,653	△ 432	10,220	10,331	△ 405	9,925
製 造 業	612	△ 291	321	348	6	355
農 業、林 業	15	△ 2	13	10	0	11
漁 業	23	△ 2	21	16	△ 1	15
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	352	△ 44	308	306	33	339
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	707	2	709	660	35	695
卸 売 業、小 売 業	1,234	△ 47	1,187	1,408	△ 238	1,170
金 融 業、保 険 業	-	0	0	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	831	△ 70	760	727	△ 26	700
各 種 サ ー ビ ス 業	6,730	44	6,775	6,735	△ 192	6,542
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個 人	144	△ 21	122	117	△ 22	94
そ の 他	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	10,653	△ 432	10,220	10,331	△ 405	9,925

(注) 一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	平成28年9月期	平成29年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
製 造 業	5	0	5	0
農 業、林 業	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	-	6	-	6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	0	10	0	10
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	105	2	105	2
各 種 サ ー ビ ス 業	0	3	0	3
国・地方公共団体	-	-	-	-
個 人	0	2	0	2
そ の 他	-	-	-	-
その他（連結子会社勘定）	-	-	-	-
業 種 別 計	112	25	112	25

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

連 結

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成28年9月期		平成29年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,576	353,163	3,409	353,635
10%	5,000	64,752	5,000	74,175
20%	65,804	10,286	75,086	8,258
35%	-	30,937	-	30,733
50%	65,380	6,926	54,276	6,173
75%	-	125,743	-	132,693
100%	33,995	362,242	32,536	375,388
150%	-	2,199	-	4,361
250%	-	5,710	-	8,591
350%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
合 計	173,756	961,962	170,308	994,010

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンド毎にリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

単 体

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成28年9月期		平成29年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,576	353,162	3,409	353,632
10%	5,000	64,752	5,000	74,175
20%	65,804	10,286	75,086	8,258
35%	-	30,937	-	30,733
50%	65,380	6,926	54,276	6,173
75%	-	125,743	-	132,693
100%	33,995	353,281	32,536	365,509
150%	-	1,896	-	4,107
250%	-	5,636	-	8,549
350%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
合 計	173,756	952,623	170,308	983,833

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンド毎にリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	平成28年9月期	平成29年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	5,611	5,562	5,611	5,562
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	13,058	11,593	13,058	11,593

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	平成28年9月期	平成29年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
グロス再構築コストの額	378	71	378	71
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	1,582	926	1,582	926
派 生 商 品 取 引	1,354	926	1,354	926
外国為替関連取引	1,016	720	1,016	720
金利関連取引	250	171	250	171
株式関連取引	30	34	30	34
その他取引	56	—	56	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	1,582	926	1,582	926

（注） 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

主な原資産の種類	連 結				単 体			
	平成28年9月期		平成29年9月期		平成28年9月期		平成29年9月期	
	エクスポージャーの額	うち再証券化	エクスポージャーの額	うち再証券化	エクスポージャーの額	うち再証券化	エクスポージャーの額	うち再証券化
事業用不動産向け債権	-	-	1,001	-	-	-	1,001	-
合 計	-	-	1,001	-	-	-	1,001	-

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本額

連 結

区 分	平成28年9月期				平成29年9月期			
	エクスポージャーの額	うち再証券化	所要自己資本額(注)	うち再証券化	エクスポージャーの額	うち再証券化	所要自己資本額(注)	うち再証券化
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	1,001	-	40	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	1,001	-	40	-

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

単 体

区 分	平成28年9月期				平成29年9月期			
	エクスポージャーの額	うち再証券化	所要自己資本額(注)	うち再証券化	エクスポージャーの額	うち再証券化	所要自己資本額(注)	うち再証券化
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	1,001	-	40	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	1,001	-	40	-

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

平成28年9月期及び平成29年9月期ともに該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

●銀行勘定における出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

連結

	平成28年9月期		平成29年9月期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	12,134		17,469	
上記に該当しない出資等	1,300		1,386	
合計	13,435	13,435	18,855	18,855

単体

	平成28年9月期		平成29年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	11,946		16,870	
上記に該当しない出資等	1,552		1,638	
合計	13,498	13,498	18,508	18,508

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連結		単体	
	平成28年9月期	平成29年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
売却損益額	△57	130	△57	130
償却額	2	5	2	5

●中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額、中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

	連結		単体	
	平成28年9月期	平成29年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	1,645	5,504	1,478	5,223
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-	-	-

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

●金利ショックに対する経済的価値の変動額（99%タイル値）

連結		単体	
平成28年9月期	平成29年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
1,538	4,780	1,538	4,780

(注) 連結子会社はリスク量の算定を行っておりません。

●計測方法及び前提条件

保有期間1年、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値と99%タイル値による金利ショックを与え、GPS方式により各年限毎に金利リスク量を算出しております。

なお、当行では、内部モデルによりコア預金を算定しております。普通預金など満期のない流動性預金については、過去の種類別・残高階層別の推移を基に、将来の残高動向を保守的に推計しております。